

「平成16年度包括外部監査結果報告書」(高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理)の概要について

1 外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件(テーマ)

高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理

(3) 監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

ただし、必要と認められた範囲において平成14年度以前の各年度分及び平成16年度分についても一部監査の対象としました。

(4) 外部監査実施期間

平成16年8月4日から平成17年1月18日まで

なお、平成16年4月1日から平成16年8月3日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行いました。

2 監査実施の概要

(1) 事件選定理由及び監査の視点

我が国において、近年急速に進行する少子高齢化の傾向は、高齢者が増加するとともに、それを支えるべき若年者が同時に減少しており、高齢者福祉等の社会保障について若年者の負担の増加をもたらしています。このような流れの中で市町村は住民に最も近い自治体として高齢者福祉に重要な責任を有しているとともに、少子高齢化の影響を受けやすい状況にあります。平成12年より始まった介護保険制度は介護の社会的支援のための制度であるとともに、いわゆる「措置から契約へ」という流れのなかで、高齢者福祉の在り方についてそれまでの自治体主体から民間主体への変化を志向しており、市町村の高齢者福祉への関わり方を根本的に変化させています。また、介護保険法はその附則で平成12年の同法施行後5年を目処に制度全般の見直しを行うこととしており、近い将来、この見直しが行われる予定であり、市民の関心の高いところと思われます。

このような状況に鑑み、介護保険を含む広島市が行う高齢者福祉事業(必要に応じて高齢者福祉関係の財政援助団体含む。)について地方自治法第2条第14項(住民の福祉の増進に努める、最少の経費で最大の効果を挙げる)及び第15項(組織及び運営の

合理化に努める、規模の適正化を図る)の趣旨に則り適切に運営されているかについて調査することは有用であると判断し、介護保険を含む高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理を監査実施テーマとして選定いたしました。

また、民間主体の高齢者福祉において、市としての関与が適切に為されているかを大きな意味での監査の視点としました。

(2) 主な監査手続

ア 介護保険事業

- (ア) 介護保険収入事務のうち未納保険料の管理について、中区役所、西区役所に往査し担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (イ) 保険料減免措置の実施状況について、中区役所、西区役所に往査し担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (ウ) 介護保険支出事務のうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給事業の実施状況について、西区役所、安佐北区役所に往査し、担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (エ) 介護保険支出事務のうち、介護保険請求と医療保険請求の重複請求にかかるチェックの実施状況について社会局介護保険課で担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (オ) 保険給付適正化目的で実施しているケアプラン適正化事業の実施状況について、社会局介護保険課で担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (カ) 施設入所待機者への市の関与状況について社会局介護保険課及び社会局高齢福祉課で担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。

イ 介護保険対象外事業

- (ア) 高齢者住宅改造費助成事業について、西区役所、安佐北区役所に往査し、担当者への質問及び関連帳票の査閲を実施しました。
- (イ) 特別養護老人ホームへの補助金について、補助対象の適切性、公益性及び事務手続の法規性の観点から問題ないか検討しました。
- (ウ) 財団法人広島市福祉サービス公社(以下「公社」という。)が実施する居宅介護サービス事業の経済性及び有効性について検討しました。
- (エ) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)について市から支出される補助金、委託料の適正な執行及び報告体制の検討を実施しました。

3 監査結果の概要

(1) (社福)広島市社会福祉協議会

ア 財務諸表の検討

社会福祉協議会を含む社会福祉法人の会計については、厚生労働省が平成12年に制定した「社会福祉法人会計基準」(平成12年2月17日社援第310号。以下「会計基準」という。)に準拠する必要があります。市社協も会計基準に基づき会計を行っているため、会計基準への準拠性を検討した監査の結果を以下に記載します。

(ア) 基本財産に計上している固定資産の減価償却について

基本財産である広島市社会福祉会館(建物及び建物附属設備、貸借対照表計上額1億3,634万円)について、過去、減価償却を行っていません。会計基準によれば、基本財産である固定資産についても減価償却の実施が必要であるため、過去に遡って減価償却を行う必要があります。平成15年度末までの減価償却費要計上額は1億371万円(市社協調べ)です。

(イ) 諸引当金の計上について

a 徴収不能引当金

市社協では徴収不能引当金の計上を行っていません。しかしながら、貸付事業特別会計の貸付金で、平成15年度に326万円の徴収不能額が発生しており、毎期、相当程度の徴収不能額が発生するのであれば、将来の損失に備え、貸倒見積額を徴収不能引当金として計上する必要があります。貸倒実績率を使って算出した平成15年度の徴収不能引当金は273万円となります。

b 賞与引当金

市社協では賞与引当金の計上を行っていません。会計基準第29条及び同注解11によれば、引当金の要件を満たす場合、原則として引当金を計上することが求められているため、市社協においても年間の賞与金額に変動がなく、賞与引当金の金額が重要性がない場合を除き、賞与引当金を計上する必要があります。なお平成15年度の賞与引当金要計上額は2,594万円となります。

c 退職給与引当金

市社協では退職給与引当金の計上を行っていません。しかしながら、会計基準第28条によれば、職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度末において仮に退職すると仮定して、その時点で支給しなければならない退職金の要支給額から前年度末要支給額を差し引いた額で当該会計年度の事業活動収支計算書における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に退職給与引当金として計上することを求めています。

市社協では、人事規程第16条で退職した職員に対し退職手当を支給する旨が規定されています。よって、市社協においても退職給与引当金を計上することが必要であると考えます。平成15年度の退職給与引当金残高は6億9,818万円（市社協調べ。市社協から区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）への派遣職員の退職金を含み、市からの派遣受入職員分を除く。）となります。

4 意見の概要

(1) 介護保険事業

ア 保険料減免措置の実施状況

(ア) 保険料未納者に対する減免制度の利用促進への関与の在り方について

保険料未納者の中には、一方で減免制度を利用できる可能性のある人もいると思われれます。しかしながら、この点、区役所においては未納保険料の管理は市民部保険年金課が担当し、保険料減免制度については厚生部健康長寿課が担当している関係から、保険年金課の担当者が未納保険料の納付折衝で被保険者に電話連絡、訪問調査に行った際、減免制度のチラシを見せるなど周知を図ったとしても、「減免に該当するかどうかは健康長寿課に相談してください。」ということだけにとどまります。

未納保険料の回収には被保険者の理解を得ることが必要であり、減免制度が利用可能な未納者に対しては、保険年金課担当者が減免制度についての正確な知識をもった上で、健康長寿課担当者と緊密な連携をとっていくことが必要と考えます。そうすることで、未納者のうち減免が承認された者については減免後の軽減された保険料を支払ってもらうかたちで収納率の向上を図るよう関与していくことが必要です。

(イ) 減免制度について

保険料減免制度については、「低所得」、「失業・入院」、「災害」、「収監等」の4種類の減免が認められていますが、実際、利用されている制度は「低所得」が90%以上で、その他の制度はほとんど利用されていない現状にあります。

「低所得」における減免の内容は、第2段階の保険料から第1段階の保険料への減免です。これは第2段階に区分される範囲の被保険者が、制度上、収入のない者から年額約266万円(年金のみの収入で換算)の者まで属することになるため、第1段階の生活保護受給者より収入の低い者が第2段階に属することになってしまうことから、第2段階を対象とした減免制度を実施しているものです。

しかしながら、この方法は第2段階の被保険者を対象としている時点で、最初のハードルで所得というフローのみを基準としている点で検討の余地があります。すなわち、現在の方法は、法令に規定される所得段階の決定方法に対して、第2段階のみを対象に第1段階より収入等の実態が低いものを第1段階まで保険料減免を行うという制度です。しかし、高齢者の生活水準の現状は、高齢者となっても現役世代として所得を得ている者、引退はしたものの現役時代に十分な貯蓄を貯めた者、十分な貯蓄がなく当面の生活が立ちゆかないためしかたなく現役を続けている者等があり、一定の所得を得ている現役世代と比べて所得、貯蓄の状況も分布がかなりかたよった状況にあると考えられます。すなわち、現役世代は所得及び資産の格差が全体的に小さいのに対し、高齢者世代は両者の差がかなり大きい状況にあると言えます。

したがって、減免制度を考えるに当たっては、現行の第2段階を対象とした低所得者の減免とは別に、所得のみに着目するのではなく、資産の状況も勘案する、あるいは、所得区分で減免制度を設計するとしても他の段階を含めて減免できるようにする等のきめ細かな制度設計が可能かどうか検討する余地があります。

イ 福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給事業の実施状況

(ア) 申請書作成者の真実性の担保について

住宅改修費支給事業については、介護保険法施行規則第75条第2項第2号及び第94条第2項第2号の規定により、申請書上の住宅改修が必要と認められる理由欄の記載は原則としてケアマネジャーが記載することになっていますが、ケアマネジャーの資格証の提示、押印等は求められていません。しかしながら、当該制度は介護保険制度の居宅サービスの一環として位置づけられているものであり、介護上必要であるからこそ住宅改修が介護保険給付のもとで行われるものであり、理由書作成者については例えば、資格証の提示を求める等により真実性の担保に努めることが有効と考えます。

また、福祉用具購入費支給事業については、介護保険法施行規則第71条及び第90条で福祉用具が必要な理由の記載が原則としてケアマネジャーとするとの限定がないことから、市としては申請書上の福祉用具が必要とされる理由欄について

はパンフレットでケアマネジャーが記載することを推奨するにとどめています。しかし、住宅改修費支給事業の20万円限度と異なり、福祉用具購入費については、年度ごとに10万円の限度額が設定されているため、積極的に利用すれば住宅改修費以上の支給が実施されるものであり、その意味からも重要性が高い事業と言えます。現在、理由欄の記載をケアマネジャーによることを推奨する旨はパンフレットに記載されているのみですが、申請書上にも記載を行い、ケアマネジャーによる理由の記載を引き続き推奨することが必要です。

(イ) 福祉用具購入費支給事業において同一の種目の福祉用具を購入する場合の区役所でのチェックについて

a 西区役所

(西区役所でのサンプル)

西区役所往査時に、異なる年度ではありますが、同一の種目の福祉用具を購入しているサンプルがありました。

サンプル	性別、年齢 要介護度	購入履歴		
		品目	金額 (千円)	
1	女性、71歳 要支援	平成13年12月	シャワーベンチ	13
		平成14年6月	浴槽手すり	19
		平成14年7月	浴室回転椅子	11
		平成14年10月	段差解消すのこ 1	59
		平成15年10月	段差解消すのこ 1	75
2	女性、91歳 要介護3	平成14年6月	シャワーベンチ	15
		平成14年6月	浴槽手すり 2	10
		平成15年8月	洋式トイレ	30
		平成15年9月	シャワー車椅子	36
		平成15年10月	入浴台	13
		平成16年4月	浴槽手すり 2	11

1 段差解消すのこは、浴室内のバリアフリー化のために使用する福祉用具です。1年間の間に同種のすのこが必要となった理由は、この期間に申請者が転居したためです。

2 浴槽手すりは浴槽への入浴補助のために浴槽そのものにネジでとりつける方式の手すりです。平成14年の購入から2年後に再度浴槽手すりを購入している理由は、この間に対象者の介護度が要介護2から3に上がり、手すりが2つ必要になったためです。

上記については、いずれも該当の申請書を見比べてみましたが、申請書の記

載及び介護保険システムの画面では、同一の種目の福祉用具購入の理由が明らかにならないため、監査人が当時の担当者に直接確認した結果、重複申請の理由が判明しました。今後、介護保険制度が実績を積む中で、福祉用具の同一の種目の購入も増加していくことになると考えられます。その場合の適切な運用に資するため、介護保険システムに重複申請の理由を入力しておくことが望ましいと考えます。なお、この場合には、転居、介護状態の悪化等ある程度理由の予想されるものについては、転居は「1」、介護状態の悪化は「2」と入力する等の対応で十分です。また、申請書については、現在の「福祉用具が必要な理由」欄に聴取した重複申請の理由を明確に記載しておくことが必要と考えます。

b 安佐北区役所

(安佐北区役所でのサンプル)

安佐北区役所往査時に、異なる年度ではありますが同一の種目の福祉用具を購入しているサンプルがありました。

サンプル	性別、年齢 要介護度	購入履歴	
		品目	金額 (千円)
1	女性、75歳 要介護1	平成15年2月 補高便座 1	16
		平成15年9月 補高便座 1	78

1 補高便座とは、洋式便器の上に置いて高さを補うもので、便座の高さをかさ上げすることで、膝に掛かる負担を軽減する用品です。

上記については、それぞれ福祉用具のメーカー名や品目名は違うものの、同一の種目に属するものであり、用途的には同一の目的のものです。したがって、同時に使用できるものではなく、先に購入したものは取り外すしかないものです。

平成14年度と平成15年度（その間隔もわずか7か月間）にそれぞれ購入されていますが、申請書を見比べたところ、同一の種目の福祉用具購入の理由が明らかではありませんでした。この点について、安佐北区役所の担当者は、「異なる年度の申請であり、被保険者の体の具合が変わったため、高さの異なるものを購入したのではないか。」という回答であり、理由の把握を明確に行っていませんでした。

同一の種目の福祉用具購入費の支給については介護保険法施行規則第70条第2項及び第89条第2項により、同一年度に同一の種目の福祉用具を購入する場合には、破損等によるものか理由の把握が必要とされていますが、年度が異なる場合について同規則は理由の把握を規定していません。しかしながら、この

規則の趣旨は、安易な理由による同一の種目の福祉用具購入費の支給を防止することをもって、給付の適正化を図ることにあることから、年度が異なっているにしても、前回と同一の種目の購入申請があった場合には、その理由について聴取し、申請理由を明確に記載しておくことは、西区役所の場合と同様であると考えます。

ウ 介護保険請求と医療保険請求の重複請求にかかるチェックの実施状況

市が実施しているチェックは、医療給付突合リスト上の介護保険請求日数と医療保険請求日数の合計が当月の日数合計を超えていないかのチェックであり、例えば、ある被保険者について、3月の介護保険請求日数が20日間、医療保険請求日数が15日間である場合両者の合計が35日間となり、3月の1か月間の日数である31日間を超えるため、異常であると認識し、介護サービス事業者に問い合わせを行っています。この方法ですと、介護保険請求日数と医療保険請求日数が当月の日数合計を超えないケースの重複請求については異常と認識されません。例えば、居宅介護サービスを受けている高齢者で、その月の1日、5日、10日、25日の4日間について居宅介護サービスを受けたが、20日から28日までの9日間は病院に入院していたケースでは、25日の分が重複請求になっているにもかかわらず、介護保険請求日数の4日と医療保険請求日数の9日で合計13日間となり、異常値とはなりません。

国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が送付してくる医療給付突合リストをどのように使用するかは、各市町村の裁量によるところですが、市として有効なチェック方法を検討の上、国保連に必要なチェックリストの作成を要望することが望ましいです。上記のケースを想定すれば、被保険者ごとに、介護保険請求日（1日、5日、10日、25日）と医療保険請求日（20日から28日）を記載してもらい、重複している被保険者については、予めチェックリスト上にアスタリスクマーク（*）を入れてもらうようにすること等が考えられます。

(2) 介護保険対象外事業

ア 高齢者住宅改造費助成事業

(ア) 安佐北区役所

a 十分な資産があると推定される高齢者への助成

安佐北区役所において、高齢者住宅改造費助成事業の申請書類のなかに、以下のようなものがありました。

項目	内容
申請年月	平成15年10月
高齢者住宅改造工事完了届の完了年月日	平成15年8月10日
補助対象者	安佐北区在住 男性 要介護5 所得税非課税世帯
補助対象者の工事代金支払額	1,554万円(消費税を含む。)
うち、補助対象額	60万円
補助率	3/5
補助額	36万円

高齢者住宅改造費助成は、本来、低所得の高齢者のための制度であるにもかかわらず、1,554万円を一括で支払うことのできる高齢者に対して助成金が支給されています。当該助成制度は、要介護（要支援）認定を受けており、かつ、「生計中心者の前年の所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する者」が対象者となっておりますが、資産や貯蓄の保有状況はその要件になっていません。当該サンプルの場合、対象者が要介護5の認定を受けておりかつ所得税非課税世帯であるため、また、工事内容に助成対象となる工事部分が含まれているため、助成対象とすることに問題なしとされています。

しかし、この制度が低所得等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、この場合の助成金支給については疑問を持たざるを得ません。これについて、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とすることが有効であると考えます。

イ 特別養護老人ホームへの補助金

(ア) 職員給与改善費補助金

a 給与改善手当支給台帳の磁気媒体での入手について

補助金の計算に当たって、各法人から個人別の給与・賞与支給実績を給与改善手当支給台帳という一覧表で入手し、市で計算チェックを行っていますが、この給与改善手当支給台帳が紙ベースで入手されており、それについて社会局高齢福祉課で電卓を使って計算チェックをしている状況にあります。この作業は平成15年度でいえば補助金を支給している32法人について、それぞれ4半期ごとに3か月分の給与改善手当支給台帳を入手し、台帳上に記載されている法人の職員1人1人について計算チェックを行うという作業であり、相当な作業量になっています。

給与改善手当支給台帳は「民間社会福祉施設職員給与改善費補助要綱」の様式集に様式第4号の1として規定されており、各社会福祉施設はその様式にしたがって記載を行っています。その後の市での計算チェックを考えれば、表計算データ等の磁気媒体で提出するように変更し、市では表計算データ上の計算式を査閲することで計算チェックを行うこととすれば、作業の効率化を図ることが可能と考えます。

b 給与改善費補助金制度について

当補助金は平成4年度に市単独の補助制度として制度化されたものであり、民間社会福祉施設に常勤の職員として勤務する者に対し、「俸給月額」と「期末手当又は勤勉手当」の2%に当たる額を補助金として支給するものです。制度創設当時においては、高齢化が急速に進む状況で福祉ニーズが増大・多様化し、社会福祉施設の機能の充実・強化が求められていました。その中で職員の量的確保・質的向上が必要となるにも関わらず、施設の職員給与が他の職種と比較して低位に位置づけられていることなどから、職員の安定的な確保、給与水準及び処遇の向上を図ることを目的として創設された制度です。平成6年度には、補助率を1%から2%に上昇させて現在に至っています。

しかしながら、その後、平成12年度の介護保険制度の導入、平成15年度の障害者支援費制度の導入により、社会福祉施設は従来の措置制度から契約制度への転換を迎えており、従来の措置制度における厳格な資金区分は弾力化される方向にあります。このような流れの中で、社会福祉施設においては、従来と比してある程度自由度のある運営が可能となっており、従業員の採用、育成等についても施設が自らの責任をもって管理していくべきであります。その中で、従業員の給与水準についても、施設の判断で決定すべき問題であり、市内の施設従業員に一律2%で市が補助金を支給するという当該補助金については、廃止も含め見直しが必要と考えます。また、施設の運営がある程度自由化されていく中で、この補助金は給与水準の高い施設の職員に補助額が大きくなるという構造になっており、その点からも問題があります。

ウ (財)広島市福祉サービス公社

公社では平成12年度の介護保険制度導入により、それまでの措置制度のもとでの委託料による経営から介護保険制度のもとで市場原理に基づいた経営を行うことになり、一挙に赤字を計上するに至りました。その後、赤字発生の原因分析を行い、単価の低い家事援助から単価の高い身体介護への業務のシフト及び人件費の変動費化を図るためヘルパーのパート化を進め、かつ平成16年度においてはPR活動により利用者の増加を目指し、赤字幅の縮小を進めています。一方で、公社は市の外郭団体として市から管理費補助金、期中運転資金の借入その他の支援を受けている現状にあり、その点、居宅介護サービス事業者として参入している民間営利法人等より、有利な立場にあり、これらの支援を受ける中で、民間営利法人等と同方向の経営を行えば、黒字化の可能性もあります。

しかしながら、これはある意味で民業圧迫であり、本来、公社が目指すべき方向ではないと考えます。すなわち、公社のような公的部門が介護保険制度のもとで、居宅介護サービスを提供する意味は、その公共性に求められるべきであり、赤字黒字という問題ではありません。例えば、過疎地のような場合には、採算性に問題があり市場原理に任せたのでは、民間営利法人等が居宅介護サービス事業を行う可能性が極めて低い場合に、赤字を前提にしても公社が居宅介護サービス供給主体として当該地域に存在することが挙げられます。この点、広島市は政令指定都市であることにより市が全体として過疎地であるという前提は成り立たないと思われれます。したがって、別の視点から公社が居宅介護サービスを提供する意義が問われます。これに関して、公社側の主張は以下のとおりです。

(公社が居宅介護サービスを提供する意義～平成16年12月22日付 常務理事の文書でのコメントのうち、介護保険関連部分を要約)

ア 介護保険法施行後5年目に当たる平成17年度に予定されている介護保険法の改正を踏まえ、介護保険制度が改正される時の混乱を防止するためのセーフティネットとしての機能

イ 居宅介護サービス供給体制を補完する機能。具体的には以下の3点です。

○民間営利法人等では利益追求を優先するあまりヘルパーの処遇面にしわ寄せがいき、居宅介護サービスの質の低下を招くことが懸念されますが、市内で公社が安定して一定の質の居宅介護サービスを供給することで、民間営利法人等への牽制となり、結果として市内の居宅介護サービス水準の低下を防止する機能

○民間営利法人等では採算が合わず、敬遠する家事援助サービスを一定水準で供給する機能

○業績の悪化等で民間営利法人が訪問介護部門から撤退する場合の補完機能

以上の公社の主張を要約すると、介護保険制度における公社の存在意義は広い意

味でのセーフティネットとして存在している、ということになります。

公社の主張にも一理はありますが、上記はいずれも利益追求を優先する民間営利法人等のマイナス面をもって公社の存在意義を主張しているものと考えられます。しかしながら、介護保険制度の導入そのものがそれまでの行政主体であった高齢者介護業界に、民間営利法人、社会福祉法人、医療法人等の多種多様な運営主体の参入をもって、急速に増加する介護サービスの供給体制の整備を実現したものであり、民間営利法人等のマイナス面から公社の存在意義を主張するのみでは不十分であると考えます。公社の存在意義を論じるには、公社の存在意義を単にセーフティネットであるとする説明だけではなく、市からの支援を受けてまで公社というかたちで居宅介護サービスを提供する意味（公共性）についての積極的な説明が必要であると考えます。すなわち、平成12年度の介護保険制度の導入により、公社が従来行ってきた事業の環境も大きく変わったと捉え、従来の組織の在り方も根本的に見直す必要があり、具体的に統計資料等の客観的数値に裏付けられた資料を作成し、それに基づいた公社の存在意義の検証が必要です。その上で、公社の行っている介護保険事業の廃止等も含め、今後の公社の在り方についての十分な検討を行うことが必要です。

エ (社福)広島市社会福祉協議会

市社協の決算の監査については、非常勤の監事3名により行われています。しかしながら、市社協の事業は区社協等も含めて、幅広く、かつ、細かな事業を行っていることから、監査も複雑なものになると推測されます。また、社会福祉法人は会計基準に従った会計処理を行う必要があることから、監査を実施するに当たっては、会計基準についての十分な知識が必要となります。したがって、市社協の決算の監査を行うためには、監査する側に高度な専門性が必要であると考えられます。

この点、市社協の経理規程では第50条で外部の会計専門家の監査（外部監査）を受けられる旨が規定されており、この規定に基づき公認会計士等の外部の専門家による監査を実施することが望ましいと考えます。

また、社協を含む社会福祉法人全般の設立認可について記載した厚生労働省の通知「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日 社援第2618号）によれば、その別紙1「社会福祉法人審査基準 第3 5 (1)」において、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとされており、特に資産100億円以上若しくは負債50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいとされています。市社協は「収支決算額が10億円以上の法人」に該当しており、この観点からも外部監査の活用が望ましいと考えます。

以上